

古今伝受の箱について

——箱の内容と継承——

古今伝受を継承するためには、講釈を行い講釈終了後に切紙等の口伝を相伝することが必要とされる。だが、様々な事情によりこうした手順を踏めないことがある。中院通躬が三条西公福・烏丸光栄・久世通夏に古今伝受をしている時、冬までの講釈を終了しただけで薨去した。そのため、古今伝受の箱を披見することにより伝受が終了したことにされた。このことについて盛田帝子氏は桜町天皇の意志に焦点を合わせて次のように記す。¹⁾

ふたつの記事から浮び上ってくるのは、宮廷文化の基盤である歌道の核を担う御所伝受の流れを、ここで絶ってしまうわけにはいかないという桜町天皇の強い意志である、幕末になると、口伝はなく箱伝受のみで、御所伝受が続くということがある。しかし、元文四（一七三九）年の場合、古今伝受の保持者が突然薨去するという、近世に入って初めて起こった出来事であり、前例がない

だけに、桜町天皇の苦悩も深かったに違いない。

だが、古今伝受の継承者が講釈途中で講釈が継続できなくなり、資料の閲覧により相伝を完了した例は、細川幽齋から智仁親王への古今伝受で見られる。²⁾ 本稿では講釈の途中であるにもかかわらず、古今伝受資料を預けることよって古今伝受が終了したことにした智仁親王への相伝を再検討することにより、古今伝受の箱について考察を加えたい。

一 古今伝受の箱ということ

古今伝受の箱の授受について盛田氏は「幕末になると、口伝はなく箱伝受のみで、御所伝受が続くということがある。」とされた。「口伝はなく箱伝受のみ」とあるから、箱伝受とは、講釈などを行わずに箱

小 高 道 子

の授受のみで古今伝受が相伝されるという事であろうか。この箱を伝えることについて、青山英正氏は、箱の授受と披見するまでの日時を問題にして次のように記された。³⁾

伝受継承の危機は、安政四年（一八五七）以前にも何度かあった。しかし、いずれの場合も、伝受之断絶は表面上取り繕われたと言つてよい。元文四年（一七三九）十二月二日、その時唯一の伝受保持者だった中院通躬が薨去した際は、通躬に途中まで古今講釈を受けていた烏丸光栄と三条西公福が、桜町天皇からの勅命を受けて同月二十六日に各家の伝受箱を開見し、通躬から直接伝受の全てを相伝されたことにした。当時ここで伝受が途絶えたと見る向きもあったが、伝受箱の開見は通躬の死後一ヶ月以内におこなわれており、伝受之連続性を主張しうる程度には空白期間が最小限に抑えられたと言える。天保十一年（一八四〇）十一月十八日、光格上皇が崩御した際、および嘉永四年（一八五一）九月十七日に飛鳥井雅光が没した際は、先に見た通り、その病床で相伝がおこなわれたとされた。

これらに対して、安政四年に飛鳥井雅久が没した際、すぐに伝受箱の開見がおこなわれることはなかった。それどころか、万延元年（一八六〇）五月に烏丸光政が開見をおこなうまで、実に三年間もの空白が生じたのである。もはや、そこに伝受之連続性を謳う余地はなく孝明天皇自身、次に紹介する宸翰に見られるように、伝受が途絶しているという認識を抱いていた。

二 智仁親王の古今伝受資料書写

慶長五年五月二十九日、幽齋が「出陣用意」のため丹後に帰国する（『舜旧記』）。そのため、細川幽齋から智仁親王への古今伝受の講釈は、物名巻までで中断された。幽齋はその後、討死を覚悟して田辺城に籠城したため、仮名序以下の講釈は行なわれていないにもかかわらず、古今伝受資料と古今伝受終了の証明状を智仁親王に送ることにより、古今伝受が終了したことにした。

智仁親王は幽齋の古今伝受資料を書写校合することにより、名実共に細川幽齋の古今伝受を継承した。古今伝受資料の書写校合を終えた智仁親王は、資料を整理して目録を作成した。智仁親王が作成した種々の目録は宮内庁書陵部に伝わる。まず、慶長七年九月十三日に幽齋から預けられた箱の目録を作成した。その後、幽齋の講釈聞書を整理した『古今和歌集聞書（清書本）』三冊と、幽齋が実枝の講釈聞書を整理した『伝心抄叙并真名序抄』二冊あわせて五冊に表紙を付けた。そして同十月三日に、古今序秘注などとあわせて幽齋に奥書を依頼した。幽齋は十一月二日に奥書を記した。しかしながら幽齋が奥書を記したのは、幽齋の講釈を智仁親王が聞書して整理した『古今和歌集聞書（清書本）』三冊のみであった。十月五日には「古今集相伝之箱」を幽齋に返した。慶長七年十一月十三日に、智仁親王は幽齋が奥書を記した資料を含めて、自らの古今伝受の箱の目録を記した。

三 古今伝受の箱の封紙

智仁親王が整理した古今伝受資料は、その子智忠親王により、古今伝受後の資料を加えて整理されて封印された。宮内庁書陵部には、古今伝受の箱を封印した封紙が伝わる。『図書寮典籍解題 続文学篇』によると、封紙は四種が伝わる。以下、同書に従って封紙を年代順に並べると次のようになる。

(1) 智忠親王の封紙

古今伝受の箱を整理した智忠親王による封紙は、「巳正廿四天香院御封」と包紙にあり、中に智忠親王の花押が記された封紙が収められている。「巳」について『典籍解題』は「延宝五年カ」と推測するが、智忠親王は寛文二（一六六二）年に亡くなっている。承応二（一六五三）年、あるいは寛永十八（一六四一）年とすべきであろう。智忠親王の封紙は、延宝四（一六七六）年八月二十五日に開封された。包紙に「天香院殿御封 此箱延宝四八廿五初開之」とあり、中に花押が記された封紙が収められている。これらの封紙から、智忠親王が整理した古今伝受の箱は、智忠親王により封印され、延宝四年に初めて開かれたことがわかる。

(2) 後水尾院の封紙

後水尾院の花押が記された封紙は、包紙に「法皇御封 延宝四八／一四切之」とあり、中に「(花押) 封／之」と記されている。智忠親王が整理して封をした封紙を「初開」が延宝四年八月二十五日とあるから、後水尾院が封をした封紙を同年同月十四日に開くのは、月日が少し前後する。あるいは、後水尾院は、智忠親王が封印した封を開けずに、自らの封を重ねたのであろうか。後水尾院は、寛文四（一六六四）年に後西院他三名への古今伝受を終了し、和歌両神への和歌の奉納を終えている。後水尾院が封をした古今伝受の箱は、延宝四年に開封された。古今伝受の箱は封印して継承され、次の継承者が封を開いたのであろう。

(3) 後西院の封紙

後西院の封紙は三紙伝わり、花押のみの一紙と、「天和三／八十二(花押)」「天和三〇／十二(花押) 封之」と年月日が記された二紙が伝わる。後の二紙の包紙には「寛保三（一七四三）年三月廿一日被開之後西院勅符也」とある。後水尾院が封をして延宝四年に開封された古今伝受の箱は、天和三年八月十二日に封印された。天和三年六月一日には、後西院から靈元天皇への古今伝受が終了し、和歌両神に和歌を奉納しているから、古今伝受を終えた後西院が封をして、靈元天皇に渡したものであろう。

(4) 桜町天皇の封紙

後西院が封をした古今伝受の箱を開いたのは桜町天皇であった。寛保三年には靈元院から古今伝受を受けた武者小路実陰も中院通躬も薨去している。桜町天皇は靈元天皇の門弟から講釈を聴くことではなく、勅封により継承された古今伝受の箱を開封し、その内容を検討する事によって古今伝受を継承したのである。桜町天皇は古今伝受の箱を開封した翌延享元(一七四四)年に烏丸光栄から古今伝受を受け、和歌両神に和歌を奉納している。桜町天皇の封紙は「太上天皇昭」とある一紙が伝わるという。

古今伝受の箱の封紙を検討すると、古今伝受の箱を伝えたり開いたりすることは、単に箱を授受するだけではなく、箱の中に収められている資料を継承することに意味があると推定できる。資料を閲覧することと秘伝を継承するからこそ、箱の授受、あるいは箱を披見する事で古今伝受を継承することができたのである。

中院通躬が薨去した後、古今伝受の箱を開見することで古今伝受を継承したとしても、箱を見ることによって、通躬からの伝受であるとしても、細川幽齋から智仁親王への相伝の前例がある以上、無理のないことであろう。しかしながら、通躬が継承した古今伝受の箱は、御所伝受の道統を伝える箱ではなく、靈元院に学んだ一門弟の箱にすぎなかった。桜町天皇は、智忠親王が整理し、封印して継承された古今伝受の箱を開くことで、名実ともに古今伝受の継承になった

といえよう。

古今伝受の箱の授受については、箱自体の授受だけではなく、箱に収められた資料の内容についても考察する必要がある。

注

- (1) 近世雅文壇の研究(二〇一三年 汲古書院)
- (2) これらの経緯については「御所伝受の背景について」(『近世文芸』三八号)、「古今伝受後の智仁親王(5)―目録の作成をめぐって―」(『梅花短期大学研究紀要』三七号)で検討を加えた。
- (3) 孝明天皇と古今伝受(文化史の中の光格天皇 2018 勉誠出版)